

香美町にワーケーション施設、オフサイトミーティング施設、 コワーキングスペース、サテライトオフィスを開設しませんか？

《香美町ワーケーション等環境整備事業補助金のご案内》

コロナ禍の現在、企業等において多様な働き方に対する取り組みが広がっています。

香美町では、豊かな自然や素晴らしい景観などの地域資源を活用して、関係人口の創出、産業の多角化、地域経済の発展を図ることを目的に、ワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペースまたはサテライトオフィスとして町内外の企業等が広く利用できる施設の設置を促進するため、事業者を対象にワーケーション等環境整備事業補助金制度を創設しました。

※ことばの定義※

ワーケーション	：情報通信技術を活用し、職場や居住地から離れ、普段の仕事を続けながらその地域ならではの活動を行うこと
オフサイトミーティング	：企業等における活発な議論を促すため、勤務地以外の場所に滞在し、その地域ならではの環境で集中的に会議等を行うこと
コワーキングスペース	：働く人や学生など様々な方が、机、椅子、ネットワーク設備、会議室等実務に必要な設備を共有しながら仕事や交流ができる場所のこと
サテライトオフィス	：企業などで働く方が、主たる拠点から離れて遠隔勤務ができるよう、通信環境などが整備された施設のこと
ワーケーション等環境整備	：テレワーク環境を備えたコワーキングスペース、またはサテライトオフィスを整備すること

下記のようなことをお考えの事業者の皆さまにご活用いただけます！

- ・客室をワーケーション向けの施設に改修して、新しい客層を開拓してみたい
- ・会社の余剰スペースを活用して、コワーキングスペースとして広く開放してみたい
- ・新規事業として物件を賃借・購入して、ワーケーション施設を運営してみたい
- ・大広間をオフサイトミーティングができる場所として改修して、様々な会議を誘致してみたい

補助制度の概要

補助対象者

ワーケーション、オフサイトミーティング、コワーキングスペースとして企業等が広く利用可能な施設を町内に新たに整備しようとする、町内の事業者

補助対象経費

施設の整備・開設に必要な改修工事または備品購入に要する経費

改修工事：インターネット環境整備、電気・電話配線工事、照明・空調・セキュリティー関係機器の整備、固定式パーテーション設置工事 など

備品購入：机、イス、ソファ、貸出用プロジェクター、スクリーン、移動式パーテーションの購入、貸出用電源購入、モバイル Wi-Fi ルータ導入経費（初期費用のみ） など

※下記に掲げる経費は補助対象外です。

- ・既に開設済である施設の整備に要した経費
- ・補助金の交付決定前に着手した改修工事または購入した備品に係る経費
- ・不動産の取得、または賃借に要する経費
- ・補助対象者が通常の業務活動に使用する、または居住用に使用するなど、本補助制度の目的に直接関連がないと認められる経費
- ・機器使用料、通信料、リース料、保険料、光熱水費、その他設備等の使用または維持管理に要する経費
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払いがなされ、その区別が困難な経費
- ・政治または宗教を主たる目的とした活動に専ら使用される設備等に係る経費

補助金の額

補助対象経費の3分の2以内（1,000円未満の端数は切り捨て） 最大100万円

※国、または他の地方公共団体の同種の補助金の交付を受けた場合は、その額を控除します。

補助条件

年度内（令和4年2月28日）までに改修工事が完了（代金の支払いを含む）することが前提です。

- ①町内に本店または本所を有する事業者
- ②町の徴収金に滞納がない事業者
- ③施設等を5年以上運用することが確約できること
- ④整備する物件を所有、または賃借していること

補助制度を利用する際の手続きの流れ

手続きの基本的な流れです。制度の利用をお考えの際は、**事業の着手前にまずはお問い合わせください。**

事前相談	ご連絡いただいたうえで、施工内容や見積書など事業の内容がわかる資料をお持ちになりご来庁ください。資料をもとに内容を確認します。
申請書の提出	申請書の受付期間内に、必要書類を提出してください（※下記「申請について」を参照）。
補助金の交付決定	提出された申請書の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められる場合は、補助金の交付が決定したことを申請者に通知します。
事業着手	<u>交付決定前の着工や備品の購入はできませんのでご注意ください。</u>
事業完了 （代金の支払いも含む）	完了期限：令和4年2月28日（月）
実績報告書の提出	事業完了後、すみやかに提出してください。必要書類は交付決定時に申請者にお知らせします。
補助金額の確定	提出された実績報告書が、交付決定の内容に即したものであるかを審査します。 必要があれば現地調査を行います。適合すると認めたときは補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知します。
請求書の提出、補助金の交付	

申請について

必要書類 ※指定様式は香美町のホームページからダウンロードできます。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 法人登記簿本及び定款の写し等、事業を行っていること又は創業することを明らかにする書類
- ⑤ 整備に要する経費の見積書の写し
- ⑥ 施設等の改修を伴う場合、施設等の現況写真
- ⑦ 購入する備品の仕様がわかる製品カタログ等の写し
- ⑧ 物件を賃借して整備する場合、整備を行う施設等の所有者の同意書（※任意書式）及び当該施設等の賃貸借契約書の写し
- ⑨ 整備を行う施設等の位置図

受付期間

随時受付を行いますが、予算の都合上、事前の告知なく締め切る場合があります。

提出先

香美町役場企画課に持参してください。（郵送不可）

その他の注意事項

- 最終的な補助金の額は、交付決定されて事業が完了した後に、申請者から提出される実績報告書の内容を審査し、補助対象経費として認めたものの合計額に補助率を乗じて確定します。必ずしも交付決定額の全額が交付されるものではありません。
- 補助金を目的外に使用するなどした場合は、交付決定を取り消し、返還していただくことがあります。
- 本補助制度により改修した建物または購入した備品の処分等には町長の承認が必要です。ただし「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数等に相当する期間を経過した場合は、この限りではありません。

お問い合わせ

香美町役場 企画課地域振興係

〒669-6592 美方郡香美町香住区香住 870-1

電話 0796-36-1962 FAX 0796-36-3809

